

年企発0430第2号
令和2年4月30日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた障害給付金等に係る
障害状態確認届（診断書）の提出期限の延長について（その2）

今般、「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に伴う国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は年金受給者が診断書を提出すべき日を延長する件」（令和2年厚生労働省告示第197号）の告示・適用に伴い、別添のとおり厚生労働省年金局事業管理課長より日本年金機構年金給付事業部門担当理事宛て通知されたところであることから、貴管下の確定給付企業年金基金及び事業主の指導等に特段の御配慮を賜りたい。



年管管発 0428 第 1 号
令和 2 年 4 月 28 日

日本年金機構年金給付事業部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に伴う障害基礎年金、
障害厚生年金等に係る障害状態確認届（診断書）の提出期限の延長の取扱いについて（通知）

今般、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に伴う障害基礎年金、
障害厚生年金等に係る障害状態確認届（障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を
いう。以下同じ。）の提出期限（障害の程度の審査が必要であるとして厚生労働大臣が指定
した年の誕生日の属する月の末日をいう。以下同じ。）の延長について、「新型コロナウイル
ス感染症及びそのまん延防止のための措置に伴う国民年金、厚生年金保険及び船員保険
の年金受給権者又は年金受給者が診断書を提出すべき日を延長する件の告示について」（令
和 2 年 4 月 28 日付け年管発第 1 号）により厚生労働省大臣官房年金管理審議官より日本年
金機構理事長に対しその旨通知されたところであるが、その取扱いについては次のとおり
であるので通知する。

なお、市町村に対しては地方厚生（支）局を通じて周知することとしていることを申し
添える。

記

1 全般の事項

（1）対象者

対象者は、障害状態確認届の提出期限が令和 2 年 2 月末日から令和 3 年 2 月末日ま
での間にある障害基礎年金、障害厚生年金等の受給権者等（以下「受給権者等」という。）
であること。

（2）延長後の提出期限

対象者については、障害状態確認届の提出期限をそれぞれ 1 年後に延長すること。

（3）対象地域

対象地域については、全国（海外に居住する受給権者等も含む。）とすること。

（4）障害状態確認届の作成期間等

対象者は、延長後の提出期限前 3 か月以内に作成された障害状態確認届を、延長後の

提出期限までに提出するものとすること。このため、日本年金機構（以下「機構」という。）においては、対象者に対して、延長後の提出期限前3か月より前に、障害状態確認届様式の送付を行うこと。

(5) 障害状態確認届の審査結果の反映

(4)に基づき提出された障害状態確認届の審査結果の反映は、以下のとおり取り扱うこと。

① 障害等級継続又は増額改定

障害等級継続又は増額改定と判定された受給権者等については、延長後の提出期限の属する月の翌月分から従前の障害等級の継続又は増額改定を行うこと。

② 減額改定又は支給停止

減額改定又は支給停止と判定された場合は、延長後の提出期限の翌日から起算して3か月を経過した日の属する月分から減額改定又は支給停止を行うこと。

2 提出期限が令和2年2月末日から同年6月末日までの間にある受給権者等に係る事項
障害状態確認届の提出期限が令和2年2月末日から同年6月末日までの間にある受給権者等については、既に機構より障害状態確認届様式を送付していることから、以下のとおり対応すること。

(1) 延長前の提出期限に従って障害状態確認届を提出した受給権者等への対応

延長前の提出期限に従って障害状態確認届を提出した受給権者等については、以下のとおり取り扱うこと。

① 障害等級継続又は増額改定

提出された障害状態確認届の審査を行い、障害等級継続又は増額改定と判定された受給権者等については、延長前の提出期限の属する月の翌月分から従前の障害等級の継続又は増額改定を行うこと。

当該受給権者等については、上記1(4)にかかわらず、提出された障害状態確認届の審査結果により定められた提出期限に基づき、障害状態確認届様式を送付すること。

② 減額改定又は支給停止

提出された障害状態確認届の審査を行い、減額改定又は支給停止と判定された場合は、延長前の提出期限の翌日から起算して3か月を経過した日の属する月分からの減額改定又は支給停止は行わず、延長後の提出期限を適用すること。

(2) 延長前の提出期限に従って障害状態確認届を提出していない受給権者等への対応

機構においては、延長前の提出期限に従って障害状態確認届を提出していない受給権者等に対して、障害状態確認届の提出期限が1年間延長されたこと、及び延長後の提出期限前に障害の程度が悪化した場合は診断書を添えて額改定請求（増額改定請求）を行えることを個別に案内すること。

3 提出期限が令和2年7月末日から令和3年2月末日までの間にある受給権者等に係る事項

機構においては、提出期限が令和2年7月末日から令和3年2月末日までの間にある受給権者等に対しては、当該提出期限前の障害状態確認届様式の送付は行わず、それに代えて、障害状態確認届の提出期限が1年間延長されたこと、及び延長後の提出期限前

に障害の程度が悪化した場合は診断書を添えて額改定請求（増額改定請求）を行えることを個別に案内すること。

4 その他の事項

- (1) 昭和 60 年改正法による改正前の船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）に基づく障害年金の受給者についても、上記 1 から 3 までと同様の取扱いを行うこと。
- (2) 令和 2 年度において診断書を添付して現況の届出をすることとされた特別障害給付金の受給資格者については、上記 1 及び 3 と同様の取扱いを行うこと。
- (3) 「令和元年台風第 19 号に伴う災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件」（令和元年厚生労働省告示第 160 号）により障害状態確認届の提出期限が令和 2 年 3 月 31 日とされた受給権者等については、従前の提出期限が令和 2 年 3 月 31 日だったものとして、上記 1 及び 2 の取扱いを適用すること。
- (4) 障害状態確認届の提出期限が令和 2 年 2 月末日から令和 3 年 2 月末日までの間にある受給権者等のうち、配偶者又は子が加給年金額の対象者となっている受給権者等又は住民基本台帳ネットワークシステムによる現況確認を行うことができない受給権者等について、障害状態確認届とあわせた生計維持確認又は現況確認が行われない場合は、機構において、別途、生計維持確認届様式又は現況届様式を送付すること。



年管発 0428 第 1 号
令和 2 年 4 月 28 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に伴う国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は年金受給者が診断書を提出すべき日を延長する件の告示について（通知）

本日、令和 2 年厚生労働省告示第 197 号（新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に伴う国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は年金受給者が診断書を提出すべき日を延長する件）が公布・施行されたので通知する。

本告示の趣旨及び内容は以下のとおりであるので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、市町村に対しては、地方厚生（支）局長を通じて周知することとしていることを申し添える。

記

1 趣旨

障害の程度の審査が必要な障害基礎年金、障害厚生年金等の受給権者等（以下「受給権者等」という。）は、厚生労働大臣が指定した年における誕生日の属する月の末日（以下「提出期限」という。）までに、障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書（以下「障害状態確認届」という。）を日本年金機構に提出しなければならず、この提出がないときは、障害基礎年金、障害厚生年金等の支払いが一時差止めとなる。

他方で、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日（令和 2 年 4 月 16 日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において

て、「国民の生命を守るために、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要」であり、「外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせて実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが…重要である。」とされているところであり、治療の観点からは急を要さない障害状態確認届の取得等のみを目的とした受診を回避する必要がある。

本告示は、こうした観点から、障害状態確認届の提出期限が一定期間内にある受給権者等について、提出期限を延長するものである。

2 内容

提出期限が令和2年2月末日から令和3年2月末日までの間にある受給権者等について、提出期限をそれぞれ1年間延長する。



(号外)
独立行政法人国立印刷局

- 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に伴う国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は年金受給者が診断書を提出すべき日を延長する件(厚生労働一九七)
- 基準器検査規則の規定に基づく事由及び経済産業大臣が定める期間を定める件(経済産業一〇〇)
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の規定に基づく事由並びに経済産業大臣が定める期限及び期間を定める件(同一〇一)

〔告示〕

〔省令〕

- 基準器検査規則の一部を改正する省令(経済産業四一)
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則及びエネルギー管理講習に関する規則の一部を改正する省令(同四二)

〔目次〕

改 正 後		改 正 前	
(基準器検査証印の有効期間) 第二十一条 「略」		(基準器検査証印の有効期間) 第二十一条 「略」	
2 前項の規定にかかるわらず、災害その他やむを得ない事由により第二条の表の下欄に掲げる基準器検査を受けることができる者が前項の表の下欄に掲げる有効期間内に基準器検査を受けることが困難であるときは、当該有効期間は経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間とする。		新設	

省令

令

附 則	
この省令は、公布の日から施行する。	
○経済産業省令第四十二号	○エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則及びエネルギー管理講習に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和二年四月二十八日	経済産業大臣 梶山 弘志
改 正 後	改 正 前
(特定事業者の指定に係るエネルギーの使用の状況に関する届出)	(特定事業者の指定に係るエネルギーの使用の状況に関する届出)
第五条 法第七条第三項の規定による届出は、毎年度五月末日までに、様式第一による届出書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由	第五条 法第七条第三項の規定による届出は、毎年度五月末日までに、様式第一による届出書一通を提出してしなければならない。

○厚生労働省告示第百九十七号

平成二十一年厚生労働省告示第五百二十二号（国民年金法施行規則第十八条の二第一項の規定に基づき受給者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十一号（厚生年金保険法施行規則第三十五条の二第一項の規定に基づき受給者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十三号（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令附則第二十八条第一項の規定に基づき厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十四号（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第五十一条の二第五項の規定に基づき厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の受給権者がその日までに書類等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）及び令和元年厚生労働省告示第百六十号（令和元年台風第十九号に伴う災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件）において、受給権者は又は受給者がその日までに診断書を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日（以下「指定日」という。）を令和二年二月二十九日から令和三年二月二十八日までの間に指定された者が診断書を提出すべき日は、これらの定めにかかわらず、指定日から起算して一年を経過した日とする。

令和二年四月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信